

名古屋家庭裁判所委員会（第12回）議事概要

1 日時

平成21年5月28日（木）午後2時00分から午後4時40分まで

2 場所

名古屋家庭裁判所大会議室（7階）

3 出席者

（委員）

伊豫田委員，大島委員，小笠原（溪）委員，小笠原（盛）委員，児玉委員，陣内委員，高羽委員，仲島委員，成瀬委員，飯倉委員，安江委員，伊東委員
（事務担当者）

梶裁判官，吉武首席家庭裁判所調査官，堀部家事首席書記官，土本少年首席書記官，安藤次席家庭裁判所調査官，中島家事次席書記官，石田少年次席書記官，石原少年訟廷管理官，立川事務局長，青木事務局次長，早川総務課長，永井総務課課長補佐，清水総務課庶務係長

4 議事

（1） 開会

（2） 所長あいさつ

（3） 委員，職員紹介

（4） 委員会の運営に関する事項の確認等

委員長により伊東委員が委員長代理に指名された。

（5） 前回の意見交換（テーマ「家事調停の在り方について」）を受けて，中島家事次席書記官が裁判所におけるその後の取組状況等を報告した。

（6） 少年審判廷の見学

（7） 意見交換

テーマ「少年審判における被害者への配慮について」について，意見交

換を行った。発言要旨は、別紙のとおり

(8) 次回期日

大半の委員が8月に改選されるため、未定

(9) 閉会

(別紙)

(委員)

改正少年法施行（平成21年12月15日）後、これまでにあった傍聴対象事件のうち、どれくらいの割合で、被害者から傍聴の申し出があったのか。

(説明者)

対象事件のおよそ5, 6割程度の事件で傍聴希望があった。

(委員)

これまでに傍聴対象事件はどれくらいあったのか。

(説明者)

15件前後である。

(委員)

被害者としては事件の真実が知りたいのであり、どんな少年が事件を起こしたのか、少年はどんな顔をしているのかを見たいと思うのではないか。

(委員長)

傍聴席は少年の後ろになるが、表情を見ることはできると思う。

(説明者)

被害者が事件の真実を知り、少年の顔を見たいという気持ちは理解できるが、その分、少年に与える心理的負担も大きい。

(委員)

審判廷内での傍聴人と少年との距離が近く感じた。特に、意見陳述のときには近すぎるのではないか。例えば、審判廷の後ろの席で意見陳述をするということではできないのか。

(説明者)

意見陳述の実施方法には、審判廷内でだけでなく審判廷外で行う方法もあるので、それぞれの事案に適した方法で対応しているところである。

(説明者)

傍聴は審判廷の後ろの方でしていただいているが、意見陳述については意見が聞こえないと困るので、聞こえやすい位置に移って、意見を述べてもらうということもある。

(委員長)

傍聴人には審判廷での少年や傍聴人らの位置関係を説明するのか。

(説明者)

審判前や被害者調査の際に、事前に現実の審判廷を見ていただいて、実際に座る場所などを説明をしている。

(委員)

当事者の距離感は重要である。傍聴をするには現庁舎の審判廷では狭いことから、今後建替えの際は御検討いただきたい。

(委員長)

これまでに傍聴人からの感想は何かあったのか。

(説明者)

支部での感想であるが、審判の前に期日外で裁判官が傍聴予定者から意見聴取をし、審判の中で傍聴人の気持ちを少年に伝えてくれたのでよかった、という声を聞いている。

(委員)

被害者はテレビや新聞などでは少年の名前などを知ることができないが、少年審判ではそれらを知ることができるのか。

(説明者)

記録を閲覧することによって知ることができる。ただし、記録の中でもプライバシーに深く関わる部分を見ることはできない。

(委員)

そうした制限をせずに少年について知ってもらった方が良いと思うが、閲覧が制限されるのはどういった場合なのか。

(説明者)

例えば、少年が幼いときに両親が離婚し、継父である母の再婚相手を本当の父親だと思っている場合などである。

(委員)

被害者への連絡書面の文面が気を遣いすぎのような感じがする。一方、被害者配慮の制度の案内書面は、文字が多すぎてすぐには理解しづらいので、もう少し工夫が必要ではないかと思う。また、被害者専用の分かりやすい窓口があればよいとも思う。

(委員)

被害者への連絡書面の文面については、丁寧すぎるかもしれないがこれくらい気遣いがあったらうれしく思った。それくらい被害者の方は傷ついていると思う。

(委員)

少年の更生を図るためには被害者の存在をもっと知らしめてもよいし、被害者の心情面にもう少し重きを置いて処分を決めるべきではないかと思う。

(説明者)

少年の内省を深めるということでは、被害者の存在を意識させ、少年に被害者の受けた被害などを考えさせるようにして審判を進めている。

(委員)

審判の席で、少年が被害者に対し謝罪したり、何かを言うことは許されることなのか。

(説明者)

個別の事案ごとに裁判官が判断することになる。

(委員)

審判期日において、少年やその保護者に、被害者に対して何か言うことはないかと聞くことはないのか。

(説明者)

審判期日の途中で一旦休廷をし、期日外で被害者から意見陳述を行ってもらい、その後再開された審判の中で、裁判官から、被害者の気持ちなどを少年に伝えて、どのように感じたのかを聞いたことはある。

(委員)

審判傍聴の際、これまでに事故が起こったことはないか。

(委員長)

事故が起こったということは聞いていない。問題が起こらないように緻密な準備をしており、突発的な事故が起こらないように気をつけるようにしている。

(委員)

裁判官の机が大きすぎるので、もう少し小さな机にして、傍聴席部分を広くした方が良いのではないか。

(委員長)

小さな机にすると、少年と裁判官との距離が近すぎてしまうという問題がある。

(委員)

審判不開始になった場合、被害者は記録を見ることができるのか。

(説明者)

審判不開始決定になった場合、被害者としての資格のみでは見ることができない。

(委員)

審判不開始になった場合、その理由を知ることはできないのか。

(説明者)

審判結果通知の申し出をしていただければ、審判結果の通知によりその理由を知ることができる。

(委員)

被害者が意見陳述をする際、事前に書面を用意してもらっているようであるが、その書面の内容をチェックして部分的に陳述を差し控えることがあるのか、ある

とすると誰がそのチェックをするのか。

(説明者)

調査官に対する意見陳述の場合は、事前に書面を出してもらうことはあまりないと思う。少年やその保護者が同席しない場で、被害者から自由に意見を述べていただき、それを裁判官に報告する形になっている。

(説明者)

調査官による被害者調査の中で得た情報は裁判官に報告して、傍聴の可否の判断資料になることもあり、許可した場合でも混乱のない傍聴実現のための資料として活用されることもある。また、これまでには、傍聴人が書面を用意して傍聴の際うまく意見陳述がなされたこともあった。事前に書面を用意して、落ち着いて意見陳述ができるのであれば、それはそれでよいと思う。なお、事前に内容をチェックして内容を改めさせるということはしていない。

(説明者)

事前に書かれたものの内容によっては、意見陳述すべきものでないと判断することもあると思う。場合によっては、審判期日での意見陳述ではなく、別の方法を検討することもあると思われる。

(委員)

被害者の遺族としては、いろいろなことを少年に言いたくなり、冷静ではいられないと思うし、被害者に冷静さを求めるのも難しいことだと思う。

(委員長)

そうした場合の対応は裁判官にとっても難しいところではあるが、そのまま言わせるときもあろうし、制限することもあるし、対応は事案によって異なると思う。

(委員)

被害者だけでなく、加害少年やその保護者も大変な立場に追い込まれるが、その加害少年を更生させることも重要なことなので、それらの人に対する配慮も必

要だと思う。

(委員長)

傍聴人が傍聴している少年審判でも、少年やその保護者が言い分や気持ちをきちんと述べることができるように配慮していると聞いている。

(以 上)